

第1章 計画の概要

1.1 計画策定の背景及び目的

本市の公共交通は、富士山麓電気鉄道株式会社が運行する富士急行線が南北を縦断しており、北は甲府市方面・首都圏方面への玄関口となる大月市に、南は、県内有数の観光拠点である富士吉田市、富士河口湖町方面へアクセスしています。

また、富士急バス(株)が運行する路線バス月夜野線の一部が隣接する道志村まで、都留大月線の1往復が大月駅まで乗り入れています。

加えて、地域内の移動を担う公共交通として、前述の路線を含む路線バスが運行し、さらにこれらを補完する公共交通として、富士急山梨ハイヤー株式会社が運行するデマンドタクシーが運行されています。

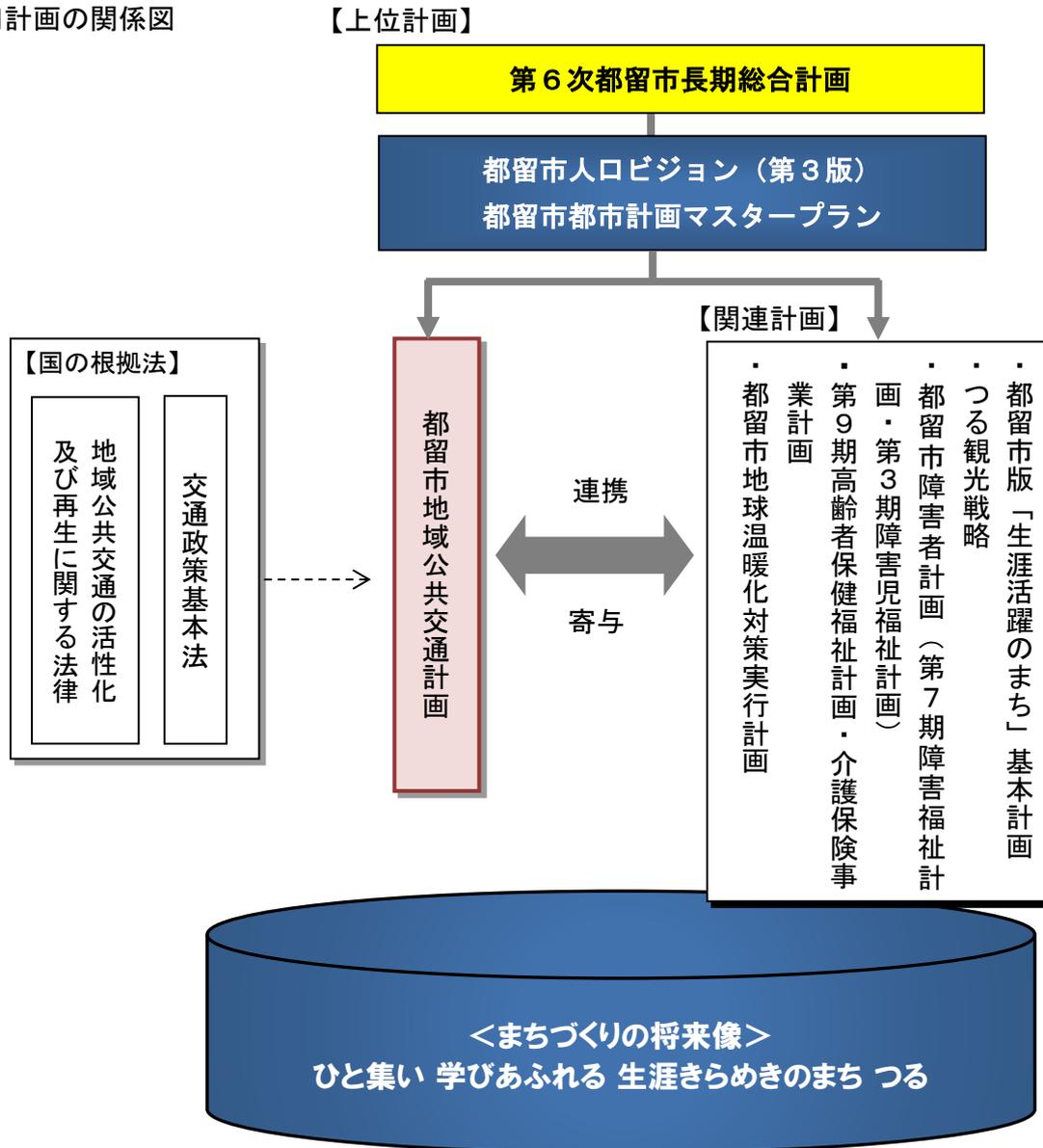
こうした中、昨今では全国的に、高齢化の進行等により地域公共交通の重要性が年々増している一方で、地方における人口減少や自家用車の普及等により、公共交通の利用者数は減少傾向にあり、運行に係る負担が増える中での移動サービスの維持が大きな課題となっています。本市においても、地域間輸送の基幹となる路線バスにて輸送人員、収支率ともに減少傾向にあることに加えて、運行経費の補填など、市の負担額が年々増加しており、将来的な公共交通網の確保に向けて抜本的な対策が求められています。

こうした状況を踏まえ、市行政をはじめとする交通に関わる様々な主体が相互に協力して、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網を形成し、公共交通サービスの維持確保を図ることを目的として、公共交通政策のマスタープランとなる「都留市地域公共交通計画」を策定する。

1.2 計画の位置付け

本計画は、上位計画の「第6次都留市長期総合計画」や各種関連計画との整合を図るとともに、地域公共交通を取り巻く課題を解決するため、公共交通政策のマスタープランとして策定します。

■計画の関係図



1.3 計画の対象

本計画の対象区域は、都留市全域とします。

ただし、都留市と他市町村を結ぶ公共交通として、鉄道や一部の路線バス等が運行されているため、広域的なネットワークのあり方等も含めて、検討していきます。

また、本計画においては、従来の公共交通サービスに加えて、自家用有償旅客運送、福祉輸送及びスクールバス等、地域にある多様な輸送資源の有効活用についても、併せて検討していきます。

1.4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■本計画の計画期間

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	
上位計画 ・主な 関連計画	第6次都留市長期総合計画 (H28~R8)						
	都留市人口ビジョン（第3版） (R5~47)						
	都留市都市計画マスタープラン (R5~14)						
	都留市版「生涯活躍のまち」基本計画 (H27~)						
	つる観光戦略（R5~8）						
	都留市障害者計画 (R3~5)	都留市障害者計画 (R6~8)					
	第8期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (R3~5)	第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(R6~8)					
	都留市地球温暖化対策実行計画 (R6~12)						
	地域公共交通計画	都留市地域公共交通計画 (R6~10)					